

さいたま市公衆浴場支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内一般公衆浴場の健全な育成と振興を図ることを目的とした事業を実施する市内一般公衆浴場の経営者及び、市内一般公衆浴場で組織する組合（以下「組合」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金交付規則（平成13年さいたま市規則第59号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 一般公衆浴場とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受け、かつ、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条に規定する統制額の規定を受けている浴場をいう。
- (2) 組合とは、2以上の市内一般公衆浴場が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体で、別に市長が定める団体をいう。

(補助対象事業等)

第3条 この要綱に定める補助金の交付の対象となる事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額等は別表のとおりとする。ただし、補助対象経費は、消費税および地方消費税額を除いた額とする。

- 2 当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める書類を添え、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業の実績に基づき精算額で申請できる事業は別表のとおりとし、その場合は補助金交付申請書のほか、別に定める書

類を添えるものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業の目的及び内容が適正であるかどうかを調査し、補助の適否を決定し、補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(暴力団排除)

第6条 次の各号のいずれかに該当するものは、さいたま市公衆浴場支援事業補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団(さいたま市暴力団排除条例(平成24年さいたま市条例第86号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 役員(代表者、理事、監事又はこれらに準ずるものをいう。)のうちに暴力団員(さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者があるもの。

2 市長は前条の規定によりさいたま市公衆浴場支援事業補助金の交付の決定を受けたものが、前項各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定によりさいたま市公衆浴場支援事業補助金の交付決定を取り消した場合において、取り消しに係る部分について既にさいたま市公衆浴場支援事業補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(事業計画変更等の承認)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該事業を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)、中止又は廃止をしようとするときは、遅滞なく事業変更・中止・廃止承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認の申請があったときは、内容を審査し、事業変更・中止・廃止承認通知(様式第4号)により交付決定者に通知す

るものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助事業完了後速やかに補助金実績報告書（様式第5号）に市長が定める書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定により、精算額で交付申請された補助金については、規則第14条第2項の規定により、前項の規定による報告は要しないものとする。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要な場合は現地調査等を行い、交付すべき補助金額を確定し、補助金額交付確定通知書（様式第6号）により確定した額を交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定により、精算額で補助金の交付申請をしたものについては、第5条で規定する補助金交付決定通知書（様式第2号）をもって補助金額の確定とみなす。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

第11条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(書類の整備)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業にかかる経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後のさいたま市公衆浴場支援事業補助金交付要綱第6条の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るさいたま市公衆浴場支援事業補助金の交付について適用し、同日前のさいたま市公衆浴場支援事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

事業	補助対象経費	補助率	補助限度額 (注1)	事業の実績に基づき精算額で申請できる事業
設備近代化資金補助事業 (第1号関係)	埼玉県公衆浴場近代化設備資金補助金交付要綱（県要綱）の補助対象となった設備の設置及び改修事業に要する経費	県要綱に基づき補助した額の2/3以内	2,000千円	○
	県要綱補助対象外の設備の設置及び改修事業に要する経費	2/3以内	300千円	—
活性化推進補助事業 (第2号関係)	一般公衆浴場の振興又は利用者の増加を図ることを目的とした事業に要する経費	1/2以内	1浴場あたり 100千円(注2)	—
衛生対策補助事業 (第3号関係)	一般公衆浴場の公衆衛生の向上と推進を図ることを目的とした事業に要する経費	10/10以内	1浴場あたり 100千円	○
	特に組合で一体的に取り組むことで一般公衆浴場の公衆衛生の向上に寄与する事業に要する経費		1組合あたり 150千円	○

(注1)単年度に2回以上事業を実施する場合でも、補助額は総計で上記補助限度額以内とする。

(注2)組合で実施する場合は、100千円に組合を構成する浴場数を乗じた額を上限とする。